

第 6 7 3 号 平成22年5月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
----------------------------	-----------------------------------	-----------------------

## 目 次

条 例	番号	頁数	告 示	番号	頁数
・職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	21	2	・放置自転車等の保管について	133	10
			・放置自転車等の保管について	134	10
			・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	135	11
規 則	番号	頁数	公 告	番号	頁数
・児童手当法施行細則の一部を改正する規則	13	2	・農用地利用集積計画について	13	11
・平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行細則	14	2	・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	14	11
告 示	番号	頁数	教育委員会	頁数	
・放置自転車等の保管について	110	2	・定例教育委員会の招集について	12	
・放置自転車等の保管について	111	3	農業委員会	頁数	
・地縁による団体の告示事項の変更について	112	3	・農業委員会の招集について	12	
・放置自転車等の保管について	113	3	公営企業	頁数	
・放置自転車等の保管について	114	4	・水道料金の徴収又は収納事務の委託について	12	
・地縁による団体の告示事項の変更について	115	4	・一般競争入札について	13	
・放置自転車等の保管について	116	4			
・放置自転車等の保管について	117	5			
・公示送達について	118	5			
・放置自転車等の保管について	119	5			
・放置自転車等の保管について	120	6			
・放置自転車等の保管について	121	6			
・平成22年第1回天理市議会臨時会の招集について	122	6			
・放置自転車等の保管について	123	7			
・放置自転車等の保管について	124	7			
・放置自転車等の保管について	125	7			
・放置自転車等の保管について	126	8			
・放置自転車等の保管について	127	8			
・放置自転車等の保管について	128	9			
・放置自転車等の保管について	129	9			
・天理市開発指導要綱の一部改正について	130	9			
・放置自転車等の保管について	131	9			
・天理市重度障害者福祉タクシー実施要綱の一部改正について	132	10			

## 条 例

(平成22年 4月26日 掲示済)

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 4月26日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第21号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年 7月天理市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

(平成22年 4月28日 掲示済)

児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4月28日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第13号

児童手当法施行細則の一部を改正する規則

児童手当法施行細則(昭和48年 6月天理市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10日」を「15日」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 5月 1日から施行する。

(平成22年 4月28日 掲示済)

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行細則をここに公布する。

平成22年 4月28日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第14号

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「法」という。)の施行に関しては、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令(平成22年政令第75号)及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成22年厚生労働省令第51号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(支払日)

第2条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日を支払日とする。

附 則

この規則は、平成22年 5月 1日から施行する。

## 告 示

(平成22年 4月 6日 掲示済)

天理市告示第110号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 4月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 4月 6日
- 3 移動対象区域

- 近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月6日から平成22年6月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
  - 6 返還時に必要なもの
    - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
    - (2) 移動・保管費用(1台につき)
      - ア 移動費 2,000円
      - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
  - 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話0743 62 7778  
天理市総務部地域安全課 電話0743 63 1001

(平成22年4月7日揭示済)

天理市告示第111号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月7日から平成22年6月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月8日揭示済)

天理市告示第112号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、庵治町青垣自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年4月8日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市庵治町431番地52 三 浦 哲 郎  
変更後 代表者 天理市庵治町449番地16 松 本 辰 哉  
変更年月日 平成22年4月1日

(平成22年4月8日揭示済)

天理市告示第113号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成22年4月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月8日から平成22年6月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月9日掲示済)

天理市告示第114号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月9日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月9日から平成22年6月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月12日掲示済)

天理市告示第115号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、武蔵町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年4月12日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市武蔵町528番地 北 田 源 司  
変更後 代表者 天理市武蔵町494番地 今 浦 徳 之  
変更年月日 平成22年4月9日

(平成22年4月12日掲示済)

天理市告示第116号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年4月12日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月12日から平成22年6月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月13日揭示済)

天理市告示第117号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月13日から平成22年6月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月14日揭示済)

天理市告示第118号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年4月14日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 省略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年4月14日揭示済)

天理市告示第119号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年4月14日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月14日から平成22年6月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月15日揭示済)

天理市告示第120号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月15日から平成22年6月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月16日揭示済)

天理市告示第121号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月16日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月16日から平成22年6月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月19日揭示済)

天理市告示第122号

平成22年第1回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成22年4月19日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成22年4月26日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件  
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について  
専決処分の承認を求めることについて  
損害賠償の専決処分の報告について  
天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

(平成22年4月19日掲示済)

天理市告示第123号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月19日から平成22年6月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月20日掲示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月20日から平成22年6月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月21日掲示済)

天理市告示第125号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月21日

天理市長 南 佳 策



- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月21日から平成22年6月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月22日揭示済)

天理市告示第126号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月22日から平成22年6月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月23日揭示済)

天理市告示第127号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月23日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月23日から平成22年6月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)



(平成22年4月26日揭示済)

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月26日から平成22年6月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月27日揭示済)

天理市告示第129号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月27日から平成22年6月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月20日揭示済)

天理市告示第130号

天理市開発指導要綱(平成元年9月天理市告示第44号)の一部を次のように改正する。

平成22年4月28日

天理市長 南 佳 策

第12条各号列記以外の部分中「市長」の次に「、天理市上下水道事業管理者(以下「上下水道事業管理者」という。)」を加え、同条第2号中「市長」を「上下水道事業管理者」に改める。

第15条第1項中「市長」の次に「、上下水道事業管理者」を加え、同条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年4月28日揭示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月28日から平成22年6月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月30日掲示済)

天理市告示第132号

天理市重度障害者福祉タクシー実施要綱(昭和61年6月天理市告示第33号)の一部を次のように改正する。

平成22年4月30日

天理市長 南 佳 策

第2条第1号中「直腸」の次に「、小腸」を加える。

第4号様式中「ぼうこう又は直腸」を「ぼうこう又は直腸 小腸」に改める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年4月30日掲示済)

天理市告示第133号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月30日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月30日から平成22年6月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月30日掲示済)

天理市告示第134号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年4月30日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町671番地1先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年4月30日から平成22年6月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年4月30日揭示済）

天理市告示第135号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成22年4月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成22年4月30日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年4月30日から平成22年10月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
天理市開発公社 電話 0743 63 7210  
天理市総務部地域安全課 電話 0743 63 1001

## 公 告

（平成22年4月16日揭示済）

天理市公告第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。  
平成22年4月16日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成22年4月30日揭示済）

天理市公告第14号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について  
平成22年4月27日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。  
平成22年4月30日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号	2990400034		
名称	グループホーム むつみあい		
所在地	奈良県天理市福住町5504番地		
申請者	名称	社会福祉法人 やすらぎ会	
	主たる事務所の所在地	奈良県天理市福住町5504番地	
	代表者の氏名	谷口 昌	
	代表者の住所	奈良県天理市福住町3838番地	
指定年月日	平成22年5月1日		
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護		

## 教育委員会

(平成22年4月28日揭示済)

天教告示第6号

平成22年5月11日午後1時30分から5月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年4月28日

天理市教育委員会  
委員長 北田 良 嗣

## 農業委員会

(平成22年4月30日揭示済)

天農委告示第5号

平成22年5月10日午後3時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成22年4月30日

天理市農業委員会  
会長 川口 和 良

記

議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について

議案第4号 平成22年度天理市農業委員会の活動計画等の決定について

議案第5号 その他

市街化区域の専決処分について(報告)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

議会推薦による農業委員の辞職願について

## 公営企業

(平成22年4月23日揭示済)

天理市上下水道局告示第7号

水道料金の徴収又は収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金の徴収又は収納に関する事務を下記の者に委託しましたので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成22年4月23日

天理市上下水道事業管理者  
中谷 博

記

株式会社金門製作所大阪支店 支店長 及川 洋		
株式会社ウォーターサービス五木 代表取締役 福西 哲		
北田寿美子	西辻弘子	福田桂子

(平成22年4月26日揭示済)

天理市上下水道局公告第1号

## 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）第167条の6第1項及び天理市上下水道局会計規程（平成13年3月水道ガス局管理規程第14号）第5条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う電気工事及び電気通信工事です。

平成22年4月26日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

## 第1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 豊井浄水場中央監視制御電気計装設備更新工事
- (2) 工事場所 天理市豊井町687他
- (3) 工事概要 中央監視制御電気計装設備工事 一式
- (4) 工期 平成23年3月31日まで

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」といいます。）に建設工事入札参加資格申請書を提出している者のうち電気工事及び電気通信工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)から(11)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。  
名称 日本上下水道設計(株) 奈良出張所  
所在地 奈良県奈良市大宮町6 2 10
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (9) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における電気工事の総合評定値が1,000点以上及び電気通信工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (10) 過去10年以内（本工事の発注年度を含まない。）に処理能力が10,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場を有する水道事業における中央監視制御電気計装設備工事（工事を完成したものに限る。）の施工元請実績を有すること。また、次にあげる条件を満たすこと。  
納入実績設備は、入札参加希望者が自社にてシステム開発したものを導入施設に整合するよう自社設計部門及び製造部門において、設計、製作したものであること。また、制御用及び監視用ソフトウェアの構築が自社にてなされたものであること。本件工事においても同様であること。なお、検査、試験等の品質管理に関する部署は設計管理及び工程管理に関する部署と独立しているものであること。  
納入実績設備の定期保守体制及び24時間緊急保守体制部門が自社にて確立されていること。本件工事においても同様であること。
- (11) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。  
建設業法第26条に規定する監理技術者、主任技術者及び現場代理人。但し、監理技術者については、電気工事の監理技術者として3年以上の実務経験者。  
入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

## 第3 入札手続き等

## 1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 平成22年4月26日(月)から同年5月11日(火)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
- (2) 交付場所 〒632 8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係  
電話番号 0743 63 1001 内線 838
- (3) 費用 無償とします。

## 2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期間 平成22年4月26日(月)から同年5月11日(火)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
- (2) 提出場所 1の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参に限ります。
- (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

## 3 設計図書等の貸与

申請書及び資料の提出した者に対し、設計図書等を貸与します。

- (1) 日時 平成22年4月26日(月)から同年5月11日(火)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
- (2) 場所 1の(2)に同じ。
- (3) その他 貸与を受けた設計図書等は入札の日までに返還するものとします。

## 4 入札の日時等

- (1) 入札日時 平成22年6月4日(金) 午前10時00分
- (2) 入札の場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局2階 大会議室

## 5 入札の方法

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札書には見積もった金額の105分の100の金額(消費税及び地方消費税に相当分の5%を差し引いた金額)を記載してください。
- (3) 入札執行回数  
入札執行回数は、1回とします。

## 第4 その他

## 1 入札保証金

免除します。

## 2 契約保証金

天理市上下水道局会計規程第5条第1項に定めるところによります。

## 3 入札の無効

次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札である場合。
- (2) 入札書の記入内容に不備(記名・押印のないもの、入札価格が読みとれないもの及び訂正してあるもの等)がある場合。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札である場合。
- (4) 最低制限価格の105分の100の金額に満たない入札である場合。
- (5) 当該入札において、適正な入札の執行ができないと認められた場合。
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合。

なお、管理者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第2に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とします。

## 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

## 5 予定価格の額及び最低制限価格の額

- (1) この工事の予定価格は、335,509,650円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
- (2) この工事の最低制限価格は、308,476,350円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。

## 6 詳細は、入札説明書によります。